

文京区児童福祉審議会条例について

1 制定理由

令和7年4月に予定している文京区児童相談所の開設に伴い、児童福祉法第59条の4第1項及び同法施行令第45条の3に基づく児童相談所設置市事務として、児童福祉審議会に関する事務が東京都から区に移管されることから、児童福祉審議会の組織等について定める条例を制定する。

2 所掌事務

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項
- (2) 里親の認定に関する事項
- (3) 幼保連携型認定こども園の設置の認可等に関する事項
- (4) 区長が必要があると認めた事項

詳細については、別紙のとおり

3 委員構成

20人以内、各委員は常設の部会に配置する

- (1) 大学教授
- (2) 弁護士
- (3) 児童養護施設長
- (4) 医師
- (5) 建築士
- (6) 公認会計士

4 任期

2年（再任可能）

5 委員長及び副委員長

委員の互選により定める

6 施行期日

令和7年4月1日

7 付則における関係条例の一部改正

- (1) 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「文京区児童福祉審議会条例（令和6年 月文京区条例第 号）第1条に規定する文京区児童福祉審議会」に改める。

- (2) 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

第4条第3項中「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」を「文京区児童福祉審議会条例（令和6年 月文京区条例第 号）第1条に規定する文京区児童福祉審議会」に改める。

文京区児童福祉審議会部会の設置及び所掌事項

児童福祉審議会に4つの常設の部会を設置するほか、調査審議に係る事項の専門性等に応じて臨時に部会を設置することができる体制を整備する。

部会(予定)	主な所掌事項(予定)	主な担当(予定)
子どもの権利擁護部会	・施設入所等の児童相談所が行う措置が、児童又はその保護者と一致しない場合、その他児童相談所長が必要と認める場合に諮問を受けて答申すること ・被措置児童等虐待に係る措置についての報告を受け、また、その措置に対して意見を述べること	・子育て支援課 ・子ども家庭支援センター ・児童相談所開設準備室
里親部会	・里親の認定をするに当たって、諮問を受けて答申すること ・里親の登録の更新又は継続が不相当と認められる者及び適否の確認を要する者について、当該登録の更新又は継続に当たって、諮問を受けて答申すること	・児童相談所開設準備室
保育部会	・保育所、幼保連携型認定こども園等の認可について、諮問を受けて答申すること ・保育所、幼保連携型認定こども園等の事業停止命令等について、諮問を受けて答申すること	・幼児保育課
児童虐待死亡事例等検証部会	・児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等の重大事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき、死亡事故、児童虐待等の予防、早期発見等に資するための調査研究及び検証を行うこと	・子ども家庭支援センター ・児童相談所開設準備室
臨時部会	・必要な事項について審議し、答申すること	

※ 児童福祉審議会の運営は、子育て支援課が担当する。

※ 各部会の担当は、諮問事項に応じて変更の可能性はある。